

2. 標準的な避難計画の記載事例

- 本資料は「噴火時等の実践的で具体的な避難計画策定の手引き(第2版)」(以下、「手引き」という)において、定めるべきとされている事項を、どのように避難計画に記載するかの参考となるよう、各火山地域の避難計画の記載内容を、収集・整理したものである。

「手引き」で示されている避難計画に定めるべき事項

第1章 計画の基本的事項の検討

1. 火山現象と対象地域
2. 噴火シナリオと避難計画
3. 避難の基本的な方針

第2章 事前対策

1. 防災体制の構築
2. 情報伝達体制の構築
3. 避難のための事前対策
4. 救助体制の構築
5. 避難促進施設
6. 合同会議等

第3章 噴火時等の対応(緊急フェーズ)

1. 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応
2. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応
3. 広域一時滞在等
4. 救助活動
5. 災害対策基本法に基づく警戒区域
6. 報道機関への対応

第4章 緊急フェーズ後の対応

1. 避難の長期化に備えた対策
2. 風評被害対策
3. 避難指示等解除、一時立入等の対応

第5章 平常時からの防災啓発と訓練

1. 防災啓発と学校での防災教育
2. 防災訓練

記事事例のページ構成

記事事例が該当する「手引き」の記載すべき事項(計画編の目次)

記事事例として収集した避難計画等
 ※ 避難計画の一部抜粋を掲載しているため、計画全体の流れは計画本体で確認ください。計画本体は各火山防災協議会又は地方公共団体のHPを参照。

記事事例の内容について、登山者向けの内容なのか居住者向けの内容なのかを示す

第2章 事前対策

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

3. 避難のための事前対策
 (4) 避難経路の設定

検討における着目点

登山 居住

複数の避難手段を活用した避難経路の設定

着目点についての記載箇所の解説



陸路以外での避難を想定した避難手段及び輸送の拠点を図示、一覧にて整理している。



事例のポイント

避難対象地域から避難するために、移動・交通手段の途絶も考慮して、複数の避難経路を設定しておくことも重要である。

→避難路・避難経路

避難計画の記載にあたっては、記事事例を参考に、各火山地域の特性や実情に合わせて整理することが重要

避難計画の記載を検討する際に、着目すべき点

火山避難計画の記載事例

活動火山対策特別措置法第6条第1項で市町村地域防災計画に定めるべきとされている第1、2、3、4、6号のうち、記事事例が該当する項目

- ・警報等の伝達等
- ・避難のための措置
- ・避難施設・避難場所
- ・避難路・避難経路
- ・避難訓練の実施
- ・救助

記事事例について、検討の背景や、着目点に対する考え方の解説

記事事例の内容について、検討におけるポイントを解説

記載事例の内容と掲載ページ

※掲載ページの主な内容: **登山者等向け**・**居住者等向け**・**共通**

法第6条第1項の該当項目	記載事例の内容	掲載ページ※
警報等の伝達等	火山に関する情報の収集と整理、協議会構成機関における情報伝達・共有	11
	住民、登山者等への情報伝達と手段、異常現象等の報告	12, 13
	火口周辺規制・入山規制の伝達内容文案	29
避難のための措置	避難の基本的な方針	7
	噴火警戒レベルと防災対応の整理、広域一時滞在等の体制の構築	9, 10
	避難指示等の発令基準、避難手段の確保	14, 23
	噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	30, 31, 32, 33, 34, 35, 36
	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	37, 38, 39, 40
	広域一時滞在等の判断・実施、避難手段の確保	41
	避難指示等解除、一時立入等の対応	47
避難施設・避難場所	指定緊急避難場所の指定、指定避難所の指定	15, 16
	避難所等の開設	40
	広域一時滞在等の受入準備	42
避難路・避難経路	避難経路の設定	16, 17, 18, 19, 20, 21, 22
避難訓練の実施	防災訓練	49
救助	救助に関する情報共有体制、救助に関する資機材等、医療体制	24, 25
	住民等の救助活動、登山者等の救助活動	43, 44
	孤立者の救助	31
その他	火山現象と対象地域	4, 5
	噴火シナリオと避難計画	6
	都道府県及び市町村等の防災体制、協議会の構成機関の体制	8, 28
	避難促進施設の指定、避難確保計画作成の支援	26
	合同会議等	27
	避難の長期化に備えた対策	45
	風評被害対策	46
	防災啓発と学校での防災教育	48
市町村地域防災計画における避難計画記載方法	50, 51	

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

検討における着目点

登山

居住

1. 火山現象と対象地域

(1) 火山ハザードマップ

(2) 計画の対象となる火山現象

[A] 火山現象の影響が及ぶおそれのある範囲の明確化

[B] 計画の対象となる現象の明確化と補足

[A] 避難計画検討の基本となる火山ハザードマップを示し、想定する噴火現象や影響範囲等の認識について共有している。

[B] 火山ハザードマップに記載された火山現象等の特徴に加え、想定外の状況時に起こり得る内容についても説明を記載している。

着目点についての記載箇所の解説

② 噴火現象

(7) 噴石について

- 秋田駒ヶ岳火山防災マップでは約15cm程度の噴石を想定し到達範囲は火口から約2kmの範囲で、国見温泉は到達範囲の境界付近に位置している。しかし、噴石は居住地域には飛散しない想定とされている。

(イ) 火砕流について

- 噴煙柱の崩壊による火砕流は各地の火山で発生しており、秋田駒ヶ岳でも同様の火砕流とそれによる冬期間の融雪型火山泥流が想定されている。
- 火砕流の基本的な特徴として、規模が小さい時は地形どおりに傾斜地から沢沿いに流下するが、大きくなると容易に地形的障害を乗り越えて流れる。秋田駒ヶ岳の場合は、南部カルデラで噴火がおきるとほとんどは西側に流れるが、大規模な噴火による火砕流の場合には北部カルデラ側に流下する可能性も考慮されている。
- 秋田駒ヶ岳では、噴火に伴い、火砕丘が噴火口周辺に発生し、それが崩れて火砕流になる場合もある。そのため、火砕丘の発生を確認したタイミングで避難を行う計画も考える必要がある。

(ウ) 土石流・融雪型火山泥流について

- 土石流は、噴火後に積もった火山灰や、溪流内の不安定土砂が大雨などにより流れ下る現象で、噴火警戒レベルの対象とする現象ではない。しかし、雨が降っている最中で噴火し、直後に土石流が発生することも考えられるため、本計画では、土石流についても、融雪型火山泥流と同様に扱うものとした。
- 融雪型火山泥流は、噴火に伴う熱源がもととなり発生するため、熱源が発生しないところでは、融雪型火山泥流は発生しない。仙北市の黒湯沢・雫石町の雫石川がこれに該当する。ただし、火山防災マップの想定と異なる噴火が発生した場合、雫石川の雫石川でも発生すると考えられる。



図2 噴火警戒レベル表と火山防災マップ 国地情複第800号

事例のポイント

想定される火山現象ごとに、噴火による影響が及ぶおそれのある範囲や被害等を把握することが重要である。

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

1. 火山現象と対象地域

(3) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

(4) 避難対象者と避難対象地域

検討における着目点

登山

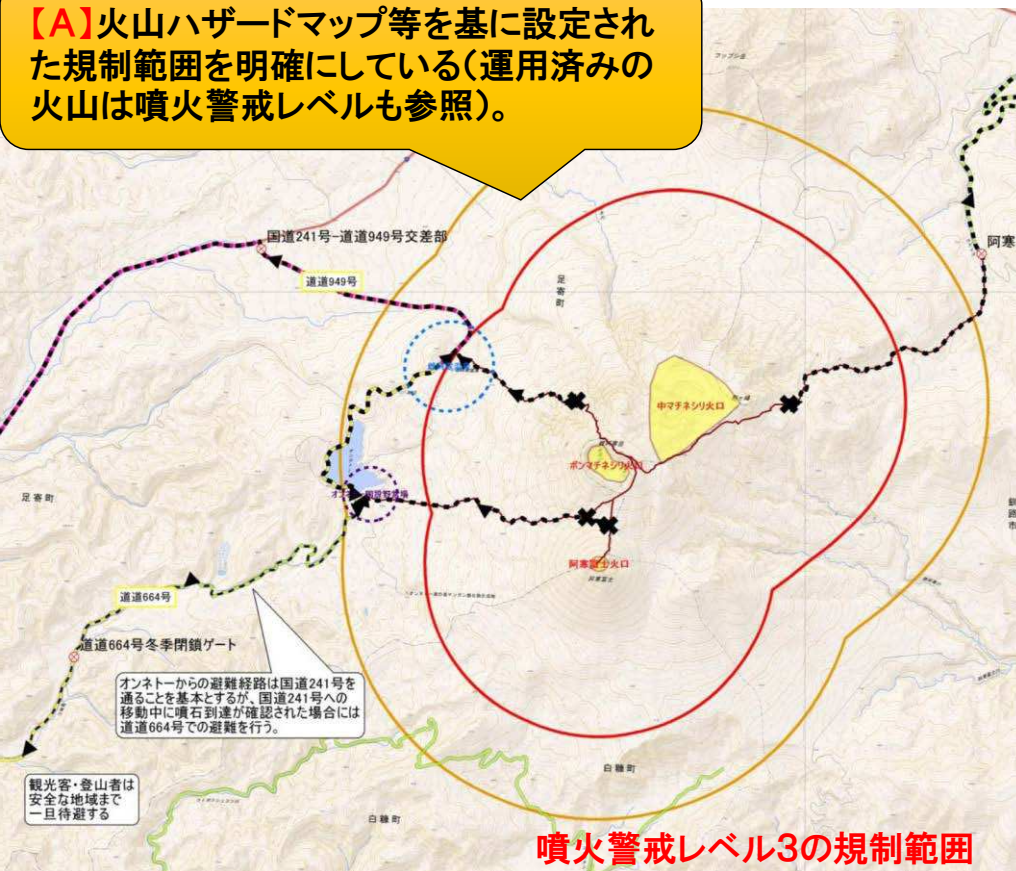
居住

【A】火口周辺規制及び入山規制範囲の明確化

【B】避難対象地域・避難対象者の明確化

着目点についての記載箇所の解説

【A】火山ハザードマップ等を基に設定された規制範囲を明確にしている(運用済みの火山は噴火警戒レベルも参照)。



噴火警戒レベル3の規制範囲

表 3 レベル3における観光客・登山者対応の緊急避難場所

避難対象地域(地区)	人口(人)	避難所	避難所収容可能人数(人)	備考
雌阿寒温泉宿泊客・観光客・登山者	120(年最大)	茂足寄集落センター	30	宿泊客・観光客・登山者は帰宅を基本とし、一時的な緊急避難が必要な時対応

表 4 レベル3における避難対象地区・避難場所

避難対象地域(地区)	避難所	避難所収容可能人数(人)
雌阿寒温泉(住民)	上足寄集落センター	60

【B】火山ハザードマップで想定されている噴火現象や噴火警戒レベルにおける規制範囲から、避難対象となる地域を設定している。

表 5 レベル3における登山規制の対応箇所

規制対応場所	対応内容	対応主体
阿寒湖畔登山口	登山規制看板の設置	釧路市
雌阿寒温泉登山口	登山規制看板の設置 防災無線による通知 宿泊施設による通知(個別対応)	足寄町 宿泊施設
オンネトー登山口	登山規制看板の設置 防災無線による通知	足寄町

表 6 レベル3における住民避難後の立ち入り規制地点

規制地点	位置	目的	道路管理者	備考
国道 241 号-道道 949 号交差点	国道 241 号と道道 949 号の交差点から道道 949 号に入った地点	国道 241 号と道道 949 号の合流地点方面からの進入の防止	北海道開発局	
道道 664 号冬季封鎖ゲート	道道 664 号の冬季封鎖ゲート	道道 664 号を通る足寄町市街地方面からの進入を防止	北海道	

事例のポイント

火山ハザードマップ及び噴火警戒レベルを基に、規制範囲を明確にすることが重要である。また、避難計画の基本要素となる、「どこから誰が」にあたる避難対象地域と避難対象者を明確にすることが重要である。

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

検討における着目点

登山

居住

2. 噴火シナリオと避難計画

(1) 噴火シナリオ

(2) 噴火に至るまでの火山活動の推移に応じた避難計画の検討

【A】噴火に伴う現象と影響の推移の明確化

【B】火山活動の推移に伴う避難計画の必要性の整理

着目点についての記載箇所の解説

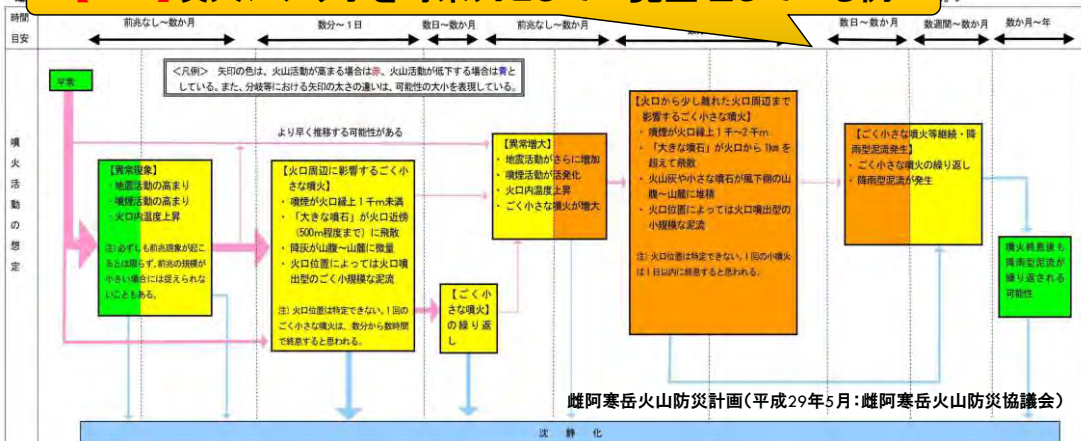
【A-1】火山活動の推移や噴火に至るまでの状況について、協議会で整理した前提条件を明記している。

① 噴火シナリオについて

- 秋田駒ヶ岳の前の噴火は1970~71年で、このときの観測成果は質、量とも不十分である。このため秋田駒ヶ岳の噴火シナリオは、秋田駒ヶ岳火山防災マップに基づく推測と他火山への噴火警戒レベル導入事例を参考に作成された。
- 想定噴火口は、過去の噴火事例から、北部カルデラと南部カルデラとしている。
- 秋田駒ヶ岳は地震動の記録が少なく、噴火記録も少ないので、どの種類のマグマを噴出するのか、また、具体的な火口の場所等を予測することが難しい。
- 1970~71年の噴火では、安山岩質のマグマだが粘性は低く、激しい噴火ではなかった。しかし、秋田駒ヶ岳の火山防災を考える上で、それ相当の警戒をすべきと考える。

秋田駒ヶ岳の避難計画(平成27年12月:秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会)

【A-2】噴火シナリオを時系列として一覧整理している例



③ 噴火現象と避難の基本的考え方

(ア) 噴火警戒レベル2, 3における入山規制、観光施設の立入禁止措置等

- 噴火警戒レベル2: 噴石飛散範囲火口から約500m以内立入禁止

影響範囲内の居住区・施設等	<ul style="list-style-type: none"> 秋田駒ヶ岳八合目園地休憩所、阿弥陀池避難小屋 登山道
---------------	---

- 噴火警戒レベル3: 約15cm程度の噴石を想定し火口から約2kmの到達範囲の立入禁止

影響範囲内の居住区・施設等	<ul style="list-style-type: none"> 国見温泉(雫石町) たざわ湖スキー場(仙北市) 登山道
---------------	---

【B】火山活動の推移を整理し、推移に応じた避難計画の必要性を明確にしている。

(イ) 孤立地域が予想される地域の早期避難の必要性について

- 乳頭温泉地区は、北部カルデラ、南部カルデラでの噴火の場合、火砕流により県道西山・生保内線が寸断されて孤立する可能性があるため、早期避難が必要である。
- また、土石流・融雪型火山泥流において主要道路が噴火によって通行困難となり、長期的に分断される可能性がある場合、田沢地区の避難についても検討する必要がある。

(ウ) 火砕流の流下が予想される地域の早期避難の必要性について

- 南部カルデラで噴火した場合は、カルデラの西縁では融雪型火山泥流と火砕流などを塞ぎ止める効果が小さい。また、そこからの距離も短く時間的な余裕が非常に少ないため、比較的小規模な噴火でも危険が及ぶ可能性がある白滝下流の北松木内川周辺は、早期避難を検討する必要がある。
- 火砕サージの範囲についても考慮する。

(エ) 土石流・融雪型火山泥流を考慮した避難

- 仙北市、雫石町ともに、火山防災マップの想定を踏まえ避難対象地区を設定する。

(オ) 噴火警戒レベル5における避難

- 火山防災マップを踏まえ避難対象地区を設定する。

※ なお、土石流の対応については、県及び市町の地域防災計画の該当部分も参照することとする。

秋田駒ヶ岳の避難計画(平成27年12月:秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会)

事例のポイント

噴火に備えた防災対策を検討するための前提として噴火シナリオを明確にすることが重要である。また、噴火シナリオを基に火山活動の推移を場合分けし、必要となる避難計画を具体化することが重要である。

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

3. 避難の基本的な方針

住民や登山者等の避難対象者に分けて、それぞれに必要な避難の考え方を示している。

①住民避難の考え方

(b) 一時集合場所・避難所

御嶽山火山防災計画(平成28年3月:御嶽山火山防災協議会)

避難対象者が噴火現象から、一時的に身の安全を確保する場所及び避難行動要支援者等の避難の際に拠点となる場所を「一時集合場所」とする。

避難対象者が、避難生活を送るため、一定期間滞在する場所を「避難所」とする。

なお、原則として一時集合場所、避難所いずれも「警戒が必要な範囲」の外に設定するものとする。

(c) 留意事項

住民の避難にあたっては以下のことにも留意する。

- ・人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、地区内の一時集合場所等「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。
- ・「警戒が必要な範囲」を通っての避難においては、既に噴火が発生している場合等、避難をすることでかえって被災する場合もあることから、火山活動の状況に細心の注意を払う。特に夜間等、視界が不良の場合には、火山活動の状況の把握が困難であることから、一時集合場所での待機や川筋から離れた施設・住宅への一時避難等、安全な場所に留まらせることも考慮する。

①登山者避難の考え方

ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流(火砕サージ含む。)、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、噴火警戒レベル3以下の場合に、気象庁から併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。

避難対象区域にいる登山者は、警戒区域外の緊急避難場所へ避難する。

なお、想定火口域が広範囲であることから、想定火口域の南側に位置する剣ヶ峰南西斜面(同心円の中心は79-7火口)及び北側に位置する継子岳(同心円の中心は継子岳山頂)を噴火口と想定して避難ルート(【図22】～【図24】)を作成したが、実際の噴火等により発表される「警戒が必要な範囲」は、噴火場所により異なる。このため、噴火が発生した場合には、火山灰や噴石等から遠ざかる方向へ避難する必要がある。

また、平成26年9月27日の噴火で被災していない建物は「緊急避難できる建物」は「一時緊急避難場

住民、登山者等に避難が必要となる状況について整理し、避難行動のとり方や避難方法について明記している。

検討における着目点

登山

居住

住民、登山者等の避難の基本的な方針の明確化

着目点についての記載箇所の解説

第1節 避難の基本的な方針

雲仙岳火山防災計画(平成30年2月:雲仙岳火山防災協議会)

雲仙岳火山防災協議会の構成機関は、協議会において、火山地域の特性、想定されている火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、登山者、住民等の属性に応じて、避難のタイミングや避難の方向(避難先)、避難の方法について、基本方針を定め共有するものとする。

島原市、雲仙市及び南島原市は、雲仙岳火山防災協議会の協議を経て、火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオ及び雲仙岳の噴火警戒レベルをもとにした防災対応(入山規制、避難勧告・避難指示等)を定めておくものとする。

噴火時等の避難は、登山者、住民等が火山現象の影響範囲外もしくは安全な地域に退避することを基本とする。

特に登山者等においては、火砕流、溶岩流、火山性ガスからの避難においては、できるだけ谷や川を避けて行うものとする。

噴石からの避難においては退避壕、退避舎等の施設のほか、岩陰や風穴等の身を隠すことのできる場所を地図に明示し、これを活用するものとする(図5、図6)。

低地を流れやすい火山現象について、地形特性によって被害を増大させる避難経路(谷や川沿い)は避ける対応を明確にしている。火口周辺で身を隠せる場所を明示した地図を活用し、登山者自身による身の安全確保に努めることとしている。

事例のポイント

住民・登山者等の属性に応じて避難の基本的な方針、考え方を明確にすることが重要である。

⇒避難のための措置

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

1. 防災体制の構築

- (1) 都道府県及び市町村等の防災体制
- (2) 協議会の構成機関の役割

検討における着目点

- 登山
- 居住

- [A] 関係機関の防災体制の明確化
- [B] 関係機関の役割の明確化

着目点についての記載箇所の解説

レベル	体制	
	石川県	白
レベル1 活火山であることに留意	【通常体制】	【通常体制】
レベル2 火口周辺規制	【警戒配備体制】 ○危機管理監室：担当職員 ○各部局：動員計画に基づく職員	【警戒配備体制】 ○危機管理課：担当職員 ○白峰市民サービスセンター：担当職員 ○各部局：防災マニュアルに基づく職員
レベル3 入山規制	【警戒配備体制】 ○危機管理監室：全職員 ○災害対策本部連絡員 ○各部局：動員計画に基づく職員	【警戒配備体制】 ○危機管理課：全職員 ○白峰市民サービスセンター：全職員 ○災害対策本部連絡員 ○各部局：防災マニュアルに基づく職員
レベル3 (拡大) 入山規制	【警戒配備体制】 ○危機管理監室：全職員 ○災害対策本部連絡員 ○各部局：動員計画に基づく職員	【警戒配備体制】 ○危機管理課：全職員 ○白峰市民サービスセンター：全職員 ○災害対策本部連絡員 ○各部局：防災マニュアルに基づく職員
レベル4 避難準備	【災害対策本部体制】 ○災害対策本部設置(全職員)	【災害対策本部体制】 ○災害対策本部設置(全職員)
レベル5 避難	【災害対策本部体制】 ○災害対策本部設置(全職員)	【災害対策本部体制】 ○災害対策本部設置(全職員)

[A] 火山防災協議会を構成する地方公共団体(関係機関)の防災体制と職員の配備体制を噴火警戒レベルごとに明記している。

[B] 協議会を構成する地方公共団体(関係機関)の役割と具体的な防災対応を項目として整理している。

石川県	岐阜県	福井県	主な役割
気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター			・火山活動観測・監視 ・噴火警報(噴火警戒レベル)等の発表・解説 ・火山防災情報資料の作成・支援 ・報道機関対応
金沢地方気象台	岐阜地方気象台	福井地方気象台	・噴火警報(噴火警戒レベル)等の伝達・解説 ・報道機関対応
国土地理院 北陸地方測量部	国土地理院 中部地方測量部	国土地理院 北陸地方測量部	・地殻変動の監視 ・災害時等における地理空間情報の整備・提供
金沢河川国道事務所 中部地方環境事務所	神通川水系砂防事務所	-	・土砂災害防止法に基づく緊急調査の対応 ・管理区域の状況把握・対応 ・入山規制(登山道の規制等)
石川森林管理署	飛騨森林管理署 岐阜県	福井県	・管理区域の状況把握・対応 ・情報集約 ・関係機関への情報提供 ・入山規制(道路や登山道の規制) ・自衛隊への災害派遣要請 ・応急・緊急対策工事 ・報道機関対応
	川村 山市 上市	大野市 勝山市	・警戒区域の設定 ・入山規制(登山道や道路の規制) ・観光客・住民への情報提供(広報) ・報道機関対応 《以下、白山市・白川村のみ》 ・避難勧告・指示(緊急)等の発令(判断) ・避難所等の設営・運営
石川県警察本部 白山警察署	岐阜県警察本部 高山警察署	-	・情報の収集・伝達 ・被災者の救出救助 ・登山者、住民等の避難誘導 ・交通規制並びに避難路及び緊急交通路の確保
白山野々市広域消防本部	高山市消防本部	-	・人命救助・その他救助に関する活動 ・避難誘導・搬送協力
白山市南消防団	白川村消防団	-	・人命救助・その他救助に関する活動 ・避難誘導・搬送協力
-	電源開発振興母衣電力所 関西電力㈱	-	・管理施設の状況把握・対応
石川県林業公社 白峰区自治会	岐阜県森林公社 白川村区長会	-	・地域への噴火警報(噴火警戒レベル)等の周知
白山比咩神社 白山観光協会 白山市地域振興公社 環白山保護利用管理協会 白山麓地域安全ネットワーク	白川郷観光協会 平瀬温泉旅館組合 白山山岳遭難対策協議会	-	・観光施設・観光客等への噴火警報(噴火警戒レベル)等の周知
陸上自衛隊 第14普通科連隊	陸上自衛隊 第35普通科連隊	陸上自衛隊 第14普通科連隊	・人命救助・その他救助に関する活動(災害派遣)
学識経験者(協議会構成員)			・火山活動調査・分析(助言) ・白山火山防災協議会への助言

事例のポイント

各関係機関との連携を高めるため、噴火警戒レベル等に
応じた各機関の防災体制や役割を共有することが重要である。

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

1. 防災体制の構築
(3)噴火警戒レベルと防災対応の整理

[A] 登山道規制など噴火警戒レベルに応じた防災対応を記載している。レベル3ではレベル2の内容も包含した表示としている。(例えば、レベル1→3上昇時にレベル2で行う防災対応の見落としを防ぐことができる。)

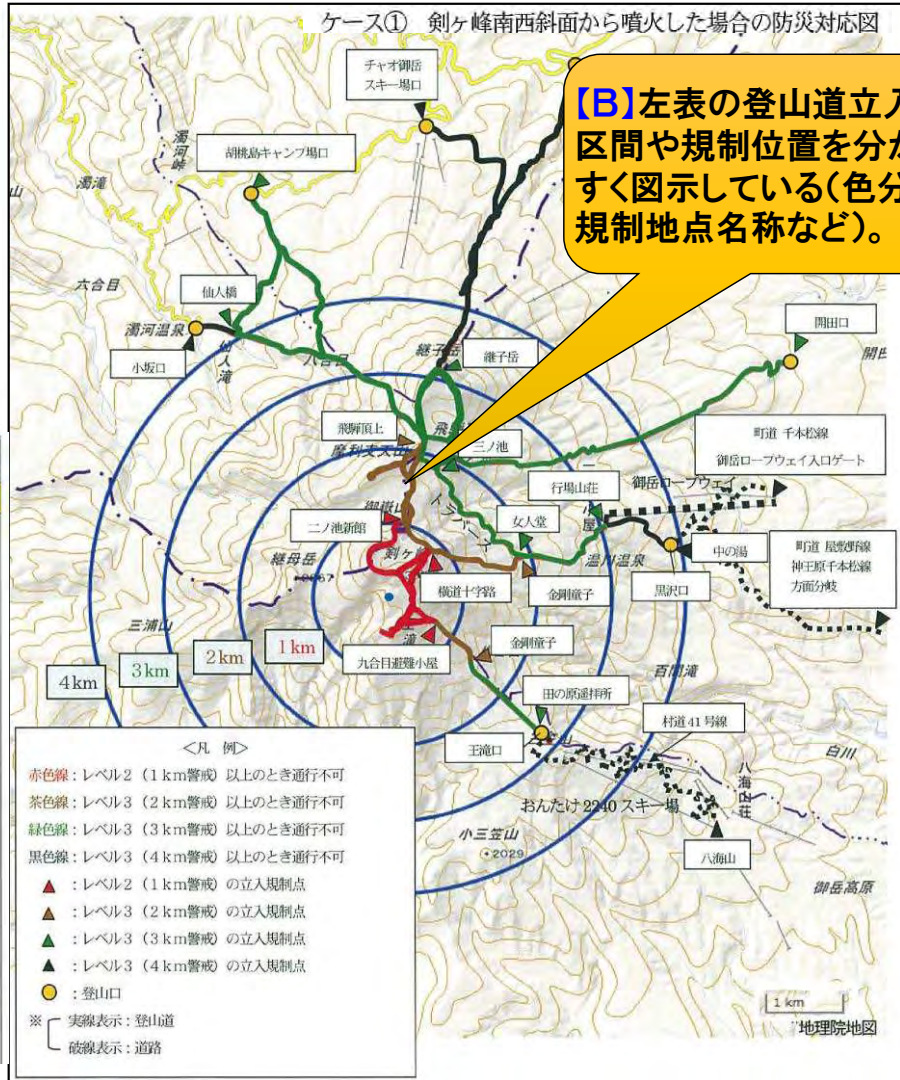
予報警報	レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応(初動対応)
火口周辺規制(1km)	2	大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流が剣ヶ峰南西斜面から概ね1 km以内に到達する可能性 【施設】 御嶽頂上山荘、剣ヶ峰祈禱所 御嶽神社、御嶽剣ヶ峰山荘 王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所 【登山道】 王滝口登山道 開田口登山道 黒沢口登山道 小坂口登山道 胡桃島キャンプ場口登山道 日和田口登山道 チャオ御岳スキー場口登山道	【施設】 → 閉鎖 御嶽頂上山荘、剣ヶ峰祈禱所 御嶽神社、御嶽剣ヶ峰山荘 王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所 【登山道】 → 立入禁止 ・王滝口登山道：九合目避難小屋～ ・開田口登山道： ・黒沢口登山道： ・小坂口登山道： ・胡桃島キャンプ場口登山道： ・日和田口登山道： ・チャオ御岳スキー場口登山道： } 横道十字路口～ } ニノ池新館～ 【登山者・観光客】 → 退避・注意喚起 周辺施設(スキー場、ロープウェイ等)、各山小屋、各登山口等で噴火警戒レベルを案内(注意喚起、避難誘導(登山者の安全な下山指導))
	3	火砕流、融雪型火山泥流が剣ヶ峰南西斜面から概ね2 km以内に到達する可能性 【施設】 御嶽頂上山荘、剣ヶ峰祈禱所 御嶽神社、御嶽剣ヶ峰山荘 王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所 ニノ池本館、ニノ池新館、 石室山荘 【登山道】 王滝口登山道 開田口登山道 黒沢口登山道 小坂口登山道 胡桃島キャンプ場口登山道 日和田口登山道 チャオ御岳スキー場口登山道	【施設】 → 閉鎖 御嶽頂上山荘、剣ヶ峰祈禱所 御嶽神社、御嶽剣ヶ峰山荘 王滝頂上山荘、御嶽神社頂上社務所 ニノ池本館、ニノ池新館、 石室山荘 【登山道】 → 立入禁止 ・王滝口登山道：金剛童子～ ・開田口登山道：三ノ池～ ・黒沢口登山道： ・小坂口登山道： ・胡桃島キャンプ場口登山道： ・日和田口登山道： ・チャオ御岳スキー場口登山道： } 金剛童子～(ニノ池)～飛騨頂 } 上(五の池)小屋 } ただし、女人堂～三ノ池(ト } ラバース経由)は立入可 【登山者・観光客】 → 退避・注意喚起 周辺施設(スキー場、ロープウェイ等)、各山小屋及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内(注意喚起、避難誘導(登山者の安全な下山指導))

検討における着目点

登山

- [A]** 噴火警戒レベルごとの防災対応の明確化
- [B]** 防災対応を実施する位置の明確化

着目点についての記載箇所の解説



事例のポイント

噴火警戒レベルに応じた防災対応を整理し、関係機関が連携して行動しやすいよう示すことが重要である。

⇒避難のための措置

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

1. 防災体制の構築

(4) 広域一時滞在等の体制構築

都道府県境を超える広域一時滞在等を想定し、山梨県・静岡県・神奈川県が協力して避難者を受入れることについて明記している。

(3) 広域避難の方向と避難対象者の受入れ

広域避難の方向及び避難対象者の受入れについて、表 18 及び図 14 に示す。

広域避難は、同一県内の市町村への避難を基本とするが、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、県外への避難が必要な場合には、山梨県、静岡県、神奈川県が相互に協力し、避難者の受入れを行う。

表 18 3ライン同時避難の広域避難先地域別人数

○山梨県 [万人]

避難先		山梨県				合計 (21市町村)
		中北地域 (7市町)	峡東地域 (3市)	東部地域 (6市村)	峡南地域 (5町)	
広域避難 移動想定 人数	富士北麓 (ライン 13・14・ 15 の場合)	3.5	3.0	1.5	0.5	8.5

※平成 24 年 4 月 1 日時点。
※山梨県の調整による避難想定人数の目安を示す。

○静岡県 [万人]

避難先		静岡県				合計 (30市町)
		賀茂地域 (6市町)	東部地域 (9市町)	中部地域 (7市町)	西部地域 (8市町)	
受入れ可能人数	富士東麓	1.4	13.1	8.3	12.7	35.6

事例のポイント

広域一時滞在等における避難先(市町村、もしくは避難所等)を明確にしておくとともに、広域一時滞在等の判断基準や避難経路、輸送手段の確保体制、輸送方法等について定めておくことが重要である。

⇒避難のための措置

検討における着目点

居住

広域一時滞在等実施に向けた避難対象者の受入れと輸送手段の明確化

着目点についての記載箇所の解説

避難先の選定とともに、広域一時滞在等をする者の輸送手段の確保について、火山活動に合わせた対応事項を明記している。

7. 避難者の輸送

(1) 基本的な考え方

本計画では、自家用車等による避難を基本とするが、円滑に避難することができない住民のため、市町村は、輸送事業者と協力して、バスやトラック(以下、「輸送車両」という。)による避難者の輸送を実施する。

表 61 避難者の輸送に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握
県	・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定(避難計画の策定)
県	・県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結
噴火警戒レベル1 (情報収集体制)	
避難実施市町村	・避難行動要支援者の輸送準備
県	・県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供及び輸送車両の準備要請
県バス協会・県トラック協会等	・県の要請に基づく輸送車両の準備(協会員への準備要請)
協議会	・必要に応じ、協議会の開催(輸送に関する調整等)
噴火警戒レベル3、4、5、噴火開始後	
避難実施市町村	・県への輸送車両の派遣要請

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

2. 情報伝達体制の構築

- (1) 火山に関する情報の収集と整理
- (2) 協議会構成機関における情報伝達・共有

検討における着目点

登山 居住

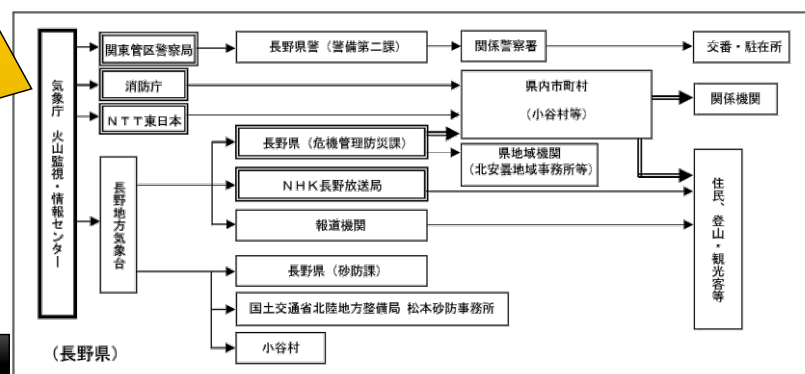
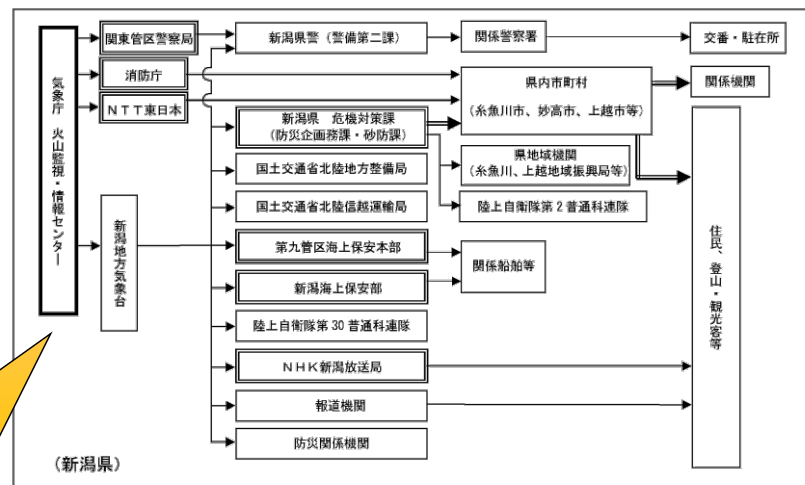
- 【A】発表される火山に関する情報の明確化
- 【B】情報伝達・共有体制の明確化

着目点についての記載箇所の解説

(3) 情報連絡体制

① 噴火警報・予報等の伝達

新潟焼山に関する噴火警報や降灰予報等の火山情報は、気象庁火山監視・情報センターが発表し、図4-2の経路により各関係機関へ伝達される。住民や登山・観光客へは、関係市町村等を通じ周知が行われる。



【A】発表される火山に関する情報に基づき防災対応を実施することができるよう、情報の発表されるタイミング、情報の意味や伝達方法を明記している。

【B】協議会構成機関が整合のとれた防災対応を実施することができるよう、情報伝達・共有体制を系統図として整理している。

事例のポイント

防災対応実施の判断基準となる火山情報について、情報の意味や発信元、発表されるタイミング、収集方法等を整理する。また、構成機関相互の情報伝達・共有体制を定めておくことが重要である。

⇒警報等の伝達等

情報名	概要
噴火警報の発表例	<p>噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備)の発表例 【糸魚川市上早川地区に影響を及ぼすような規模の火砕流が予想される場合を想定】</p> <p>火山名 新潟焼山 噴火警報(居住地域) 平成〇〇年9月12日15時00分 気象庁地震火山部</p> <p>**(見出し)** <新潟焼山に噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備)を発表> 糸魚川市上早川地区の居住地域では、市の指示に従い、避難準備。 <噴火警戒レベルを3(入山規制)から4(避難準備)に引き上げ></p> <p>**(本文)** 1. 火山活動の状況及び予報警報事項 新潟焼山で溶岩ドームの崩壊が発生し、火砕流が山頂から北側の早川流域に約3km流下しました。 火山活動は活発な状態が続いており、早川流域の糸魚川市上早川地区に影響を及ぼす火砕流の発生が予想されます。 また、山頂から概ね4kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。</p> <p>2. 対象市町村等 以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。 新潟県：糸魚川市 以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。 新潟県：妙高市 長野県：小谷村</p> <p>3. 防災上の警戒事項等 糸魚川市上早川地区の居住地域では、市の指示に従い、いつでも避難を開始できるように準備してください。また、山頂から概ね4kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。 風下側では降灰及び遠方でも風に流されて降る小さな噴石(火山れき)に注意が必要です。また、爆発的噴火に伴う大きな空振や、降雨時には土石流に注意が必要です。 <噴火警戒レベルを3(入山規制)から4(避難準備)に引き上げ></p> <p>**(参考：噴火警戒レベルの説明)**</p>
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報。
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。
降灰予報	住民等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的に「降灰予報(定時)」を、噴火発生直後に速やかに「降灰予報(速報)」を、噴火発生後に詳細な予報を「降灰予報(詳細)」で発表し、予想される降灰の範囲、降灰量、小さな噴石の落下範囲などを知らせる。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。
週間火山概況	過去一週間の全国の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。全国版と各地方版がある。
地震・火山月報(防災編)	月ごとの全国の地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料。

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

2. 情報伝達体制の構築

(3) 住民、登山者等への情報伝達と手段

3. 勧告指示伝達事項

避難勧告指示の伝達は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 信号(警鐘、サイレン、消防車やパトロールカーによる回転灯)
- (2) 電話(有線、無線)
- (3) 防災行政無線(戸別受信機、屋外拡声器)
- (4) 有線放送施設
- (5) 広報車
- (6) ヘリコプター(携帯電波の通じない山麓登山中の登山者等への周知)
- (7) 伝達員による個別伝達
- (8) 防災メール(登録制)

4. 勧告指示言語

使用言語は日本語を主とするが、外国から観光者を想定し、外国語での周知についても考慮する。

検討における着目点

登山

居住

情報伝達体制の整備状況と周知体制の構築

着目点についての記載箇所の解説

情報伝達の多様性を確保している。中でも、異常や危険性を(国籍を問わず)覚知できる信号(警鐘、サイレン、回転灯)を位置づけている。

観光地内での外国人観光客等への情報伝達として、日本語のほか、外国語での周知を考慮している。

事例のポイント

避難対象地域の住民や登山者等に対して、避難に関わる情報を、迅速かつ確実に周知できるように多様な手段による情報伝達方法及び伝達内容を定めておくことが重要である。

⇒ 警報等の伝達等

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

- 2. 情報伝達体制の構築
- (3) 住民、登山者等への情報伝達と手段
- (4) 異常現象等の報告等

検討における着目点

登山

居住

- [A] 住民・登山者等への情報伝達体制の整備
- [B] 情報伝達に関する協力体制の構築

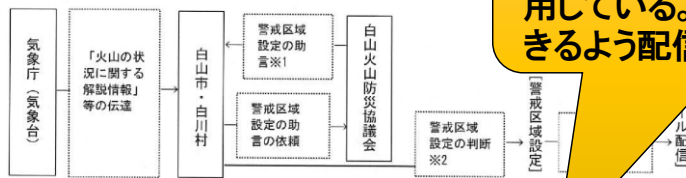
着目点についての記載箇所の解説

① 緊急速報メールによる情報伝達

イ 情報伝達までの流れ

(7) 気象庁からの「火山の状況に関する解説情報」等の火山情報を受けた場合は、緊急速報メールを配信し、情報伝達を行う。

図 9-2 緊急速報メール配信フロー



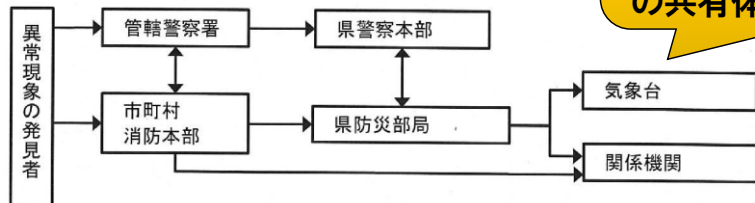
※1 協議会の学識委員、コアグループと調整を行い、助言する。
 ※2 白山市、白川村で設定範囲に関する調整を踏まえ判断

ウ 配信例文

配信項目	配信例文
警戒区域情報 ※噴火警戒レベル3(拡大)以下の場合	白山で火山活動活発化の兆候が観測されました。突発的な噴火等の危険性が高まっており、〇時〇分に火口から〇kmの範囲に警戒区域を設定しました。登山、入山中の方は、直ちに下山してください。
噴火警報 ※噴火警戒レベル4以上の場合	配信者 ○○○ (噴火警報) 白山 白山に、噴火警戒レベル5(避難)を発表しました。これは、火山の特別警報です。テレビ、ラジオ及び自治体等の情報を確認し、被害が予想される居住地域では、避難等の対応をしてください。 ・本通知は対象地域周辺においても受信する場合があります。(気象庁)

(4) 異常現象等を発見した者が、警察又は市村に通報した場合、市村はにおいて対応を協議し、協議会からの助言を踏まえ、白山市長、白川村長の場合は、緊急速報メールを配信し、情報伝達を行う。

図 9-3 異常現象の通報系統(災害対策基本法第 54 条 (発見者



[A-1] 火山に関する情報等の伝達手段として緊急速報メールを活用している。また、迅速に対応できるように配信例文を整理している。

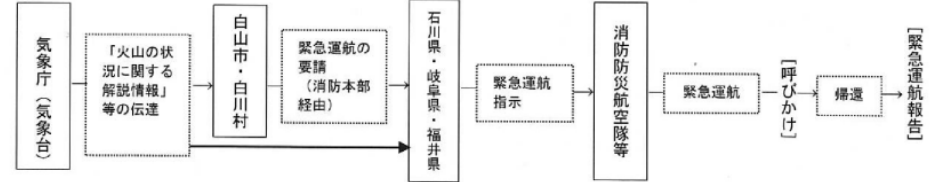
[B] 火山に関する情報から避難を呼びかける際の協力要請先や周知方法を明確にしている。

[A-2] 異常現象の状況を踏まえ、協議会にて速やかに対応を協議できるよう、情報の共有体制を整理している。

イ 下山呼びかけまでの流れ

(7) 気象庁からの「火山の状況に関する解説情報」等の火山情報が伝達され、白山市長、白川村長が警戒区域の設定をした場合、石川・岐阜・福井県に緊急運航を要請し、下山の呼びかけを行う。

図 9-4 下山呼びかけフロー



(4) 異常現象等の発見通報等による場合は、白山火山防災協議会において対応を協議し、協議会からの助言を踏まえ、白山市長、白川村長が石川・岐阜・福井県に緊急運航を要請し、下山の呼びかけを行う。

ウ 呼びかけ方法及び内容

(7) 呼びかけ方法

ヘリコプター運航の安全を確保するため、噴石の飛ぶ範囲外からの呼びかけを基本とする。飛行ルートについては、運航の可否も含めて、天候や火山灰等の状況を踏まえた運航指揮者の判断となる。

- ・レベル1で警戒区域が設定された場合、警戒区域外からの呼びかけを基本とする。
- ・レベル2(想定火口域から2km以内立ち入り規制)の場合、想定火口域から2kmの範囲外からの呼びかけを基本とする。
- ・レベル3(想定火口域から4km以内立ち入り規制)の場合、想定火口域から4kmの範囲外からの呼びかけを基本とする。突発的にレベル3拡大以上が発表された場合もレベル3に準じるが、火山灰の状況等を踏まえて判断する。

(4) 呼びかけ内容

登山者等が聞き取りやすいように、簡潔な言葉で呼びかけを行うことを基本とする。

- ・呼びかけ例: 「白山の火山活動が活発化しています。(状況に応じて、斜体部分は省略可) 大至急、下山してください。」

事例のポイント

協議会構成機関、避難促進施設等との間での情報連絡システムの確保、情報伝達に関する協力体制を構築しておくことが重要である。

⇒ 警報等の伝達等

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

3. 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

着目点についての記載箇所の解説

住民・登山者の避難に関して、噴火警戒レベル及び避難指示等に応じた対応方法を明記している。

8 登山者等への対応

(1) 噴火警戒レベルに応じた入山規制等

「表 4-1 噴火警戒レベル 1～3 に応じた入山規制等」(P.14)のとおり。

(2) 避難情報の発令基準

協議会や関係機関からの助言等をもとに、発令は各市町村の判断で行う。

(参考：居住地域における避難情報の発令基準)

避難準備情報・・・噴火警戒レベル4が発表されるなど、滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）場合に判断

避難勧告・・・・・・噴火警戒レベル4又は噴火警戒レベル5が発表されるなど、滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）場合又は滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは、切迫している状態にある場合

避難指示・・・・・・噴火警戒レベル5が発表されるなど、滞在者に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合

白山の火山活動が活発化した場合の避難計画(平成29年3月:石川県白山市・岐阜県白川村)

市町村が住民・登山者等の避難を確実に図れるよう、入山規制や避難指示等の発令基準について明記している。

事例のポイント

規制等の実施の基準、避難指示等発令の基準を事前に明確に定めておくとともに、情報伝達体制も明確にしておくことが重要である。

検討における着目点

登山

居住

住民等や登山者等への避難指示等の発令基準

5 住民避難を想定した準備(糸魚川市上早川地区・下早川地区)

(1) 住民避難の基本的な考え方

住民への避難情報は、火山現象とその時点の積雪状況により影響範囲に対して発令する必要があるが、新潟焼山の北側に位置する早川流域については、地形による道路事情やライプライン途絶等による影響範囲も考慮する必要がある。

早川流域については、上流部にあたる上早川地区と下流部にあたる下早川地区に分けて段階的な避難情報の発令を基本とする。

火山現象の規模・期間は事前の予測は困難であることから、避難情報の発令にあたっては生命身体の安全を第一に、初期は安全側に立ち広範囲に避難対象区域等を設定し、その後状況に応じ安全が確認された区域から縮小していく。

なお、避難情報の発令や警戒区域の指定又は拡張に際しては、突発的な噴火などの時間に猶予がない場合を除き、専門的知見を有する協議会の助言を受けて市長が判断する。

(2) 避難行動要支援者の避難対策

高齢者や障害者等のうち、避難行動に必要な情報の把握が困難であったり自らの行動等に制約のある避難行動要支援者については、避難準備から避難後の生活までの各段階において、行政とその家族、身近にいる住民、自主防災組織、関係団体等が協力してきめ細やかな支援策を講ずる必要がある。

このため、県及び市町村が定める地域防災計画の避難行動要支援者への支援等に関する規定に準じて適切に行うことができる体制を確立する。

(3) 避難情報の発令基準

① 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4(避難準備)が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火又は融雪型火山泥流の発生が予想される(可能性が高まってきている)場合に、避難対象区域に居住する住民等に対して市長が発令する。

また、住民が避難を希望する場合等、市長が市民の安全確保のため必要と判断した区域にも発令する。

② 避難勧告の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル4(避難準備)又は噴火警戒レベル5(避難)が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態又は融雪型火山泥流が発生あるいは切迫している状態にあり、生命及び身体を災害から保護する必要がある場合に、警戒すべき区域内に居住する住民等に対して市長が発令する。

③ 避難指示(緊急)の発令基準

「避難指示(緊急)」は、噴火警戒レベル5(避難)が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあり、生命及び身体を災害から保護する必要がある場合に、避難対象区域に居住する住民等に対して市長が発令する。

新潟焼山の噴火活動が活発化した場合の避難計画(平成27年3月:新潟焼山火山防災協議会)

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

3. 避難のための事前対策
(2) 指定緊急避難場所の指定

検討における着目点

登山

居住

指定緊急避難場所(住民・登山者等が身を守るための場所)の明確化

着目点についての記載箇所の解説

指定緊急避難場所

区分	No.	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	避難対象地域	避難対象人数	収容可能人数
水蒸気噴火	1	川湯小学校	川湯温泉 4-15-10	015-483-2041	・跡佐登地区 ・川湯温泉5・6・7丁目	427	430
	2	美留和小学校	字美留和55線82	015-482-1097	予備(川湯駅前)		210
	3	川湯中学校	川湯温泉7-3-11	015-483-2337	川湯駅前1・2・3丁目	111	210
	4	川湯農村センター	川湯温泉4-15-4	015-483-2162	川湯温泉3・4丁目	447	90
	5	川湯ふるさと館	川湯温泉2-3-40	015-483-2000	川湯温泉1・2丁目	210	40
	6	美留和会館	字美留和79	015-482-4835	予備(川湯駅前)		60
	7	硫黄山レストハウス	川湯温泉1-52-1先	015-483-3511	観光客		40
マグマ噴火	1	弟子屈小学校	中央2-1-1	015-482-2044	川湯温泉4丁目	384	300
	2	弟子屈中学校	美里1-3-1	015-482-2071	川湯温泉1丁目	157	470
	3	弟子屈高等学校	高榮3-3-20	015-482-2071	川湯温泉5丁目	215	390
	4	弟子屈町公民館	中央2-3-2	015-482-2340	川湯温泉2・3丁目	116	150
	5	摩周観光文化センター	摩周3-3-1	015-482-1811	川湯駅前1・2・3丁目、 跡佐登地区	234	900
	6	社会老人福祉センター	中央2-10-25	015-482-3021	川湯温泉6・7丁目、仁伏	127	150
	7	泉ふれあいセンター	泉2-3-9	015-482-2746	予備(屈斜路1(避難が必要な場合に用る))	83	70

火口周辺の登山者や居住地域の住民が身を守るための施設を整理し、噴火現象ごとに指定緊急避難場所として指定している。

6 異常発生時の連絡体制

アトサヌプリ(硫黄山)で現在継続している活発な噴気には高温の火山ガスが含まれている。活発な噴気孔に観光客が近寄らないよう火口の近くに進入禁止の木柵を設置視しているが、レベル1(活火山であることに留意)における範囲内の異常発生時における観光客の速やかな誘導については、弟子屈町は弟子屈町振興公社と硫黄山レストハウスを指定緊急避難場所とする防災協定を結んでいる。このほかに、アトサヌプリが軽微な火山現象発生時の関係機関との連絡体制を別途策定しており、情報を共有しながらそれぞれの役割に応じて適切に防災対応をとることとしている。

指定緊急避難場所と防災協定を結び、関係機関と情報を共有しながら防災対応をとることを明記している。

事例のポイント

火山現象や噴火シナリオに基づく避難の基本的な方針を踏まえ、住民、登山者等が身を守るための場所として、適切に指定緊急避難場所を指定することが重要である。

⇒避難施設・避難場所

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

検討における着目点

登山

居住

3. 避難のための事前対策
(3) 指定避難所の指定

避難対象地域の人口を踏まえた避難所の指定

水蒸気噴火による融雪型火山泥流

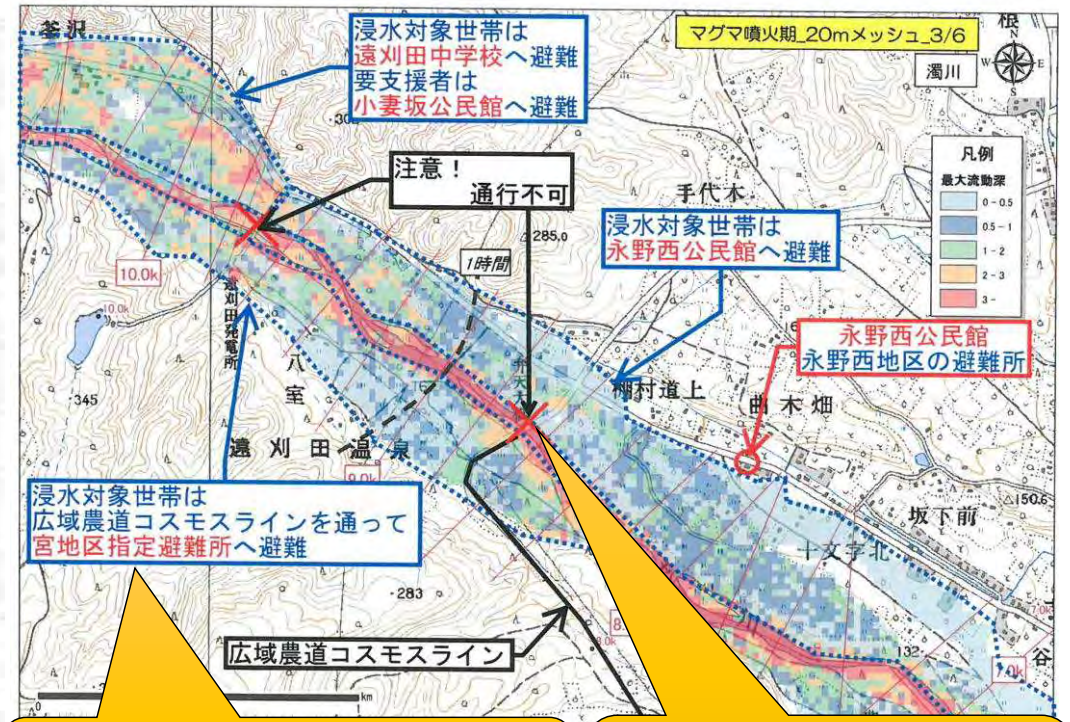
地区	避難所名	所在地 (〒)	管理者	収容(人) (面積)	備考
小妻坂	遠刈田中学校	遠刈田温泉字小妻坂山16 (34-2203)	学校長	410 (828㎡)	
小妻坂	小妻坂公民館	遠刈田温泉字小妻坂51-184	小妻坂区長 (0224-34-3514)	40 (80㎡)	「小妻坂地区」の避難行動要支援者及びその家族の避難所
弁天	永野西公民館	円田字十文字北1-1	永野西区長 (0224-33-3415)	46 (93㎡)	
八室	宮地区指定避難所	宮字明神前41	宮地区長	120	
宮司	宮司生活センター	宮字川原田上			
向山	向山生活センター	宮字供養前7			

被害想定の影響範囲が噴火現象によって異なり、避難対象地域が広がる場合に備え、各現象別に避難所を整理、指定している。

マグマ噴火による融雪型火山泥流

地区	避難所名	所在地 (〒)	管理者	収容(人) (面積)	備考
上ノ原	遠刈田幼稚園	遠刈田温泉字遠刈田北山21-1 (34-4257)	園長	140 (283㎡)	
遠刈田	遠刈田公民館	遠刈田温泉字遠刈田北山18-2 (34-2331)	館長	280 (567㎡)	
	遠刈田小学校	遠刈田温泉字小妻坂25 (34-2104)	学校長	290 (585㎡)	

着目点についての記載箇所の解説



浸水範囲からの避難が容易な経路を避難経路に指定。浸水しない施設を避難所として明示している。

各避難対象地域(地区単位)等での避難所設定の際、避難経路の安全性も考慮している。

事例のポイント

避難対象地域内の人口を試算しておき、施設として収容可能かどうかを確認及び地区別の割当てについても検討しておくことが重要である。

- ⇒ 避難施設・避難場所
- ⇒ 避難路・避難経路

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

検討における着目点

登山

- 3. 避難のための事前対策
- (4) 避難経路の設定

- 【A】避難の基本的な方針に基づく避難経路の明文化
- 【B】身を守りながら退避できる避難経路の推奨

着目点についての記載箇所の解説

雲仙岳火山防災計画(平成30年2月:雲仙岳火山防災協議会)

第5節 避難経路の設定

避難経路の設定に当たっては、第2部第1節避難の基本的な方針に則り設定するものとする。

第1項 普賢岳登山道からの避難経路

登山者等がメイン登山ルートである普賢岳登山道及び九州自然歩道(仁田峠～国見岳分かれ～鬼人谷口～鳩穴分かれ～立岩の峰～普賢岳～紅葉茶屋～アザミ谷)から影響範囲外に退避する場合、原則として仁田峠方面に退避するものとし、状況により第2吹越方面への退避も検討する。

第2項 仁田峠方面への避難経路

鬼人谷口～鳩穴分かれ～紅葉茶屋から仁田峠方面に退避する場合はアザミ谷経由ルートを推奨するものとする。

アザミ谷ルートを推奨する理由は、国見岳分かれ経由ルートが急な登りであることから避難時間が2倍近くかかること、身を隠す場所が無いことや、アザミ谷ルートは火山ガスが滞留しにくい地形で前回噴火時も長期間滞留する火山ガスが発生していないことが挙げられる。

第3項 一方通行区間の避難経路利用について

登山道奥部分の鳩穴分かれ～立岩の峰は急な登りかつ道が狭いため登山道を管理する環境省は通常一方通行区間としているが、噴火が発生するなど迅速に噴火口から遠ざかる必要がある場合は、状況により逆走することも推奨することとする。

【A】避難の基本的な方針に基づき、避難経路を明文化し、複数の避難経路について検討している。

【B】避難路の特性や身を守りながら避難できる理由を明確にし、避難経路として推奨している。

事例のポイント

登山者等が、より安全に退避が可能なよう、優先順位や考え方を明示して経路を設定することが重要である。

⇒避難路・避難経路

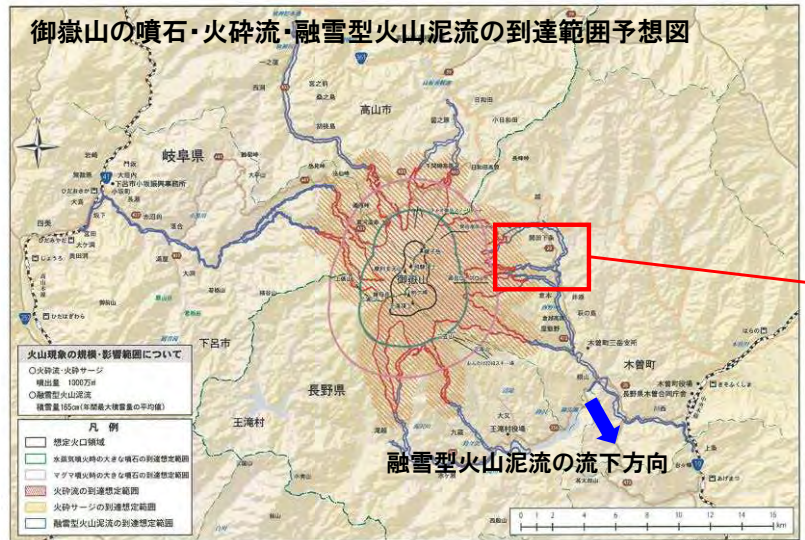
「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

検討における着目点

居住

- 3. 避難のための事前対策
- (4) 避難経路の設定

- [A] 避難対象地域からの避難ルート(路線名)を明文化
- [B] 複数の避難経路からの避難方向を明確化

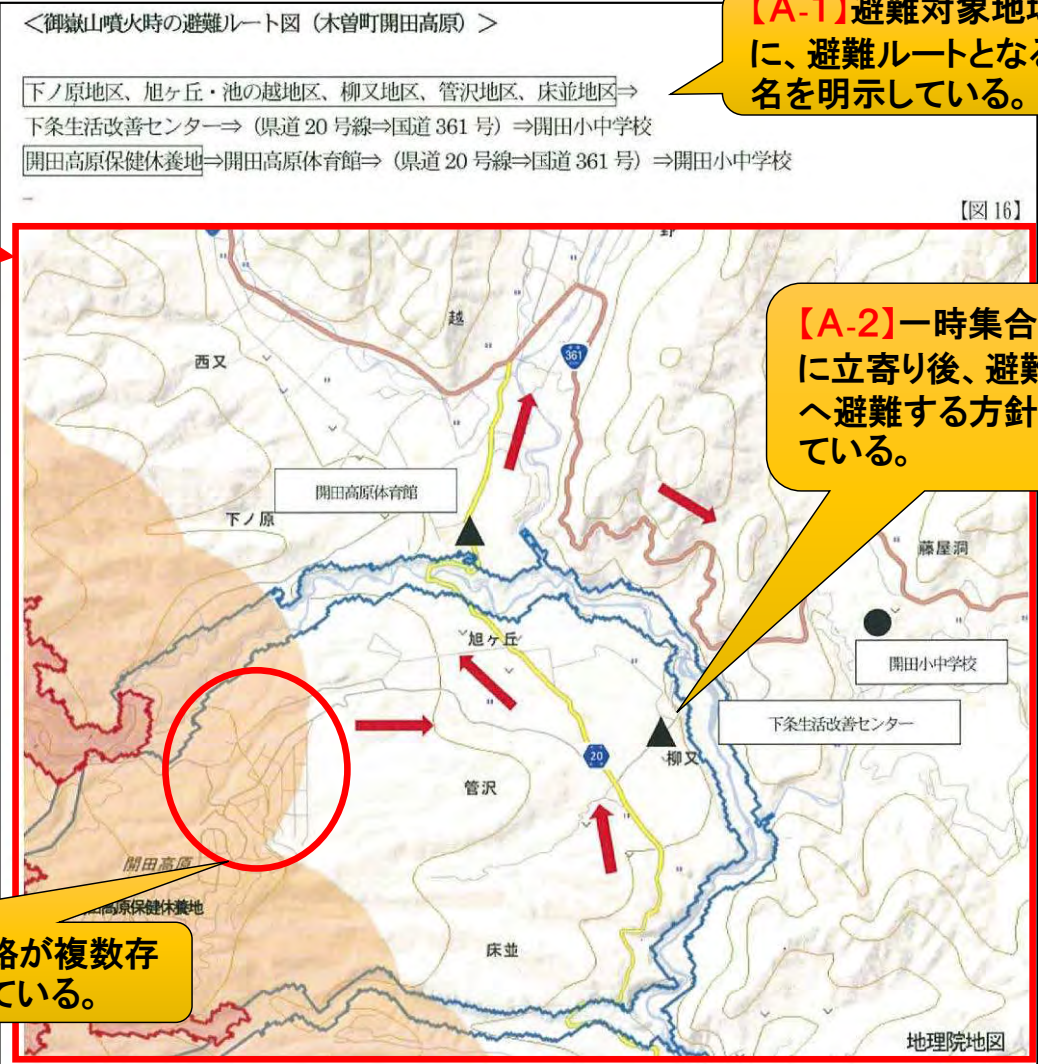


御嶽山火山防災計画(平成28年3月:御嶽山火山防災協議会)

着目点についての記載箇所の解説



[B] 避難対象地域によっては、避難経路が複数存在するため、避難方向を矢印で明示している。



[A-1] 避難対象地域ごとに、避難ルートとなる路線名を明示している。

[A-2] 一時集合場所に立寄り後、避難所へ避難する方針としている。

事例のポイント

避難対象地域から避難所等までの避難経路を設定する際に、避難路が複数存在する場合は、概ねの避難方向で示すことも有効である。

⇒ 避難路・避難経路

居住

検討における着目点

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

- 3. 避難のための事前対策
- (4) 避難経路の設定

- 【A】避難所等までの避難経路
- 【B】複数の避難経路の設定

着目点についての記載箇所の解説



【A-1】図上に、警戒が必要な範囲外の写真を付している（避難目標地点及び経路の周知、緊急時の避難誘導要員の派遣等に有効）。

【A-2】避難対象地域にて、避難経路を混同しないよう、地域ごとに矢印表現を工夫している。

【B】避難経路の工夫として、無理に川を渡らないように、川の両側に複数の経路(黒矢印)を示している。

図 6-1 避難経路 (糸魚川市早川流域)

事例のポイント

避難対象地域から避難場所・避難所等までの避難経路を明確にしておくことが重要である。その際、避難経路は、火山現象や土砂災害の危険性等を考慮し、できれば複数定めておくことが望ましい。

⇒避難路・避難経路

居住

検討における着目点

複数の避難手段を活用した避難経路の設定

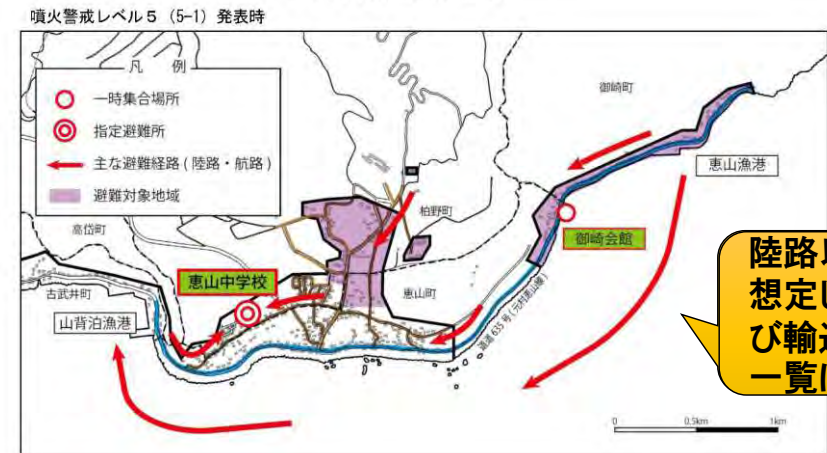
「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

3. 避難のための事前対策
(4) 避難経路の設定

(1) 避難経路 ■ 着目点についての記載箇所の解説

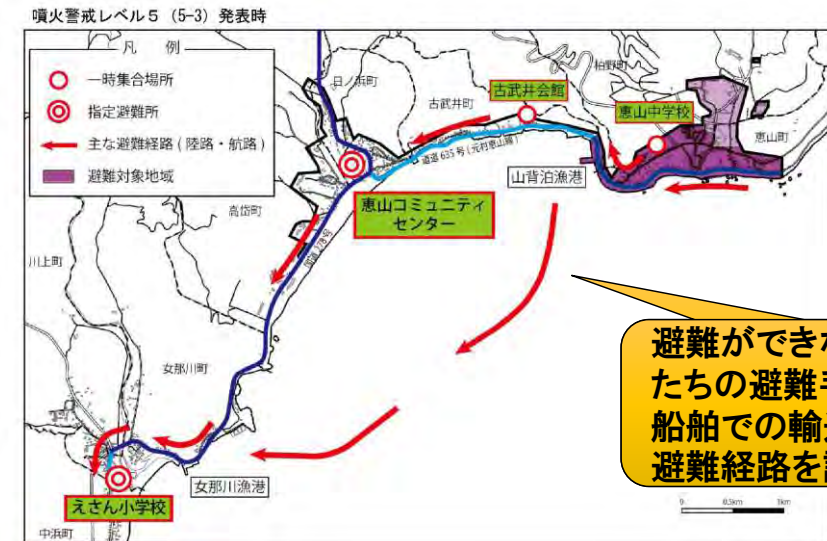
避難経路を図 3-1、3-2 に示す。

図 3-1 避難経路 (恵山地区)



※小規模な噴火
や火山泥流を
想定

陸路以外での避難を
想定した避難手段及
び輸送の拠点を図示、
一覧にて整理している。



※火砕流
を想定

避難ができなくなった人
たちの避難手段として、
船舶での輸送を活用した
避難経路を設定している。

12 避難ができなくなった人たちの安全対策

噴火または火山泥流等により避難経路が閉ざされた場合は、市は状況に応じ、北海道防災航空室、警察、自衛隊、函館海上保安部にヘリコプターの出動による救助ならびに函館海上保安部、海上自衛隊に船艇による避難者の輸送を要請する。

なお、ヘリコプターの離着陸および船艇の接岸にあたっては、事前に管理者へ連絡するものとする。ヘリコプターの離着陸場を表 3-9 に、船艇の接岸箇所を表 3-10 に示す。

表 3-8 要請機関

機関名	保有機	連絡窓口	備考
北海道防災航空室	ヘリコプター 1機	22-2146	消防本部警防課
北海道警察	ヘリコプター 5機	31-0110 (内 5762)	函館方面本部警備課
函館海上保安部	ヘリコプター 1機	42-4312	警備救難課

表 3-9 ヘリコプター離着陸場

離着陸場名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
① 恵山中学校グラウンド	柏野町9番地	80×60	学校長	85-2122
② えきん小学校グラウンド	甲浜町79番地	80×80	学校長	84-2341
③ 旧恵山高校グラウンド	高岱町43番地	90×60	教育委員会	21-3538
④ 樺法華中学校グラウンド	新浜町151	125×98	学校長	86-2151
⑤ 樺法華小学校グラウンド	新八幡町86	80×68	学校長	86-2051
⑥ 恵山岬灯台公園駐車場	恵山岬町77	67×57	樺法華支所産業建設課	86-2111

表 3-10 船艇接岸箇所

接岸箇所名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
① 山背泊漁港	古武井町	20×120	渡島総合振興局函館建設管理部	47-8646
② 恵山漁港	御崎町	8×304.5	渡島総合振興局函館建設管理部	47-9646
③ 樺法華港	元村町	10.5×1,119	樺法華支所産業建設課	86-2111

事例のポイント

避難対象地域から避難するために、移動・交通手段の途絶も考慮して、複数の避難経路を設定しておくことも重要である。

⇒避難路・避難経路

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

- 3. 避難のための事前対策
- (4) 避難経路の設定

着目点についての記載箇所の解説

噴火警戒レベル5 (山腹噴火)

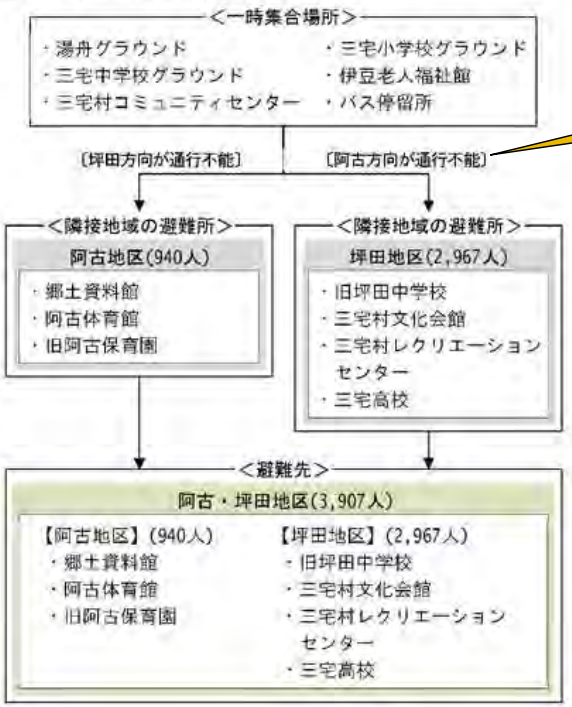
2) 神着・伊豆・伊ヶ谷地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
1,071人	延べ27台	村職員、警察官、神着・伊豆・伊ヶ谷分団員

* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数 (平成28年6月現在のバス保有台数: 12台)

■避難方法 (道路状況別)



【A】一時集合場所から、道路の通行可否に応じて避難方向の設定をしている。

【B】避難対象地域ごとに、避難に関する手順や孤立した場合の対応について明記している。

- 〔地区内に孤立〕
- 堅牢な建物に避難(地区内待機)
 - 【地区内の堅牢な建物】
 - 神着老人福祉館
 - 伊豆避難施設
 - 三宅小学校
 - 三宅中学校
 - 伊豆老人福祉館
 - みやけ保育園
 - 三宅村コミュニティセンター
 - 三宅支庁

※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

検討における着目点

居住

- 【A】道路状況別の避難方向の設定
- 【B】避難に関する手順の明確化

■避難経路図 (神着・伊豆・伊ヶ谷地区)



事例のポイント

火山地域の特性を踏まえ、避難対象地域から避難所までの安全な避難経路を設定するとともに、通行不能時の代替ルートも設定しておく。被災状況によって、活用可能な避難経路が変わり得ることも考慮することが重要である。

⇒避難路・避難経路

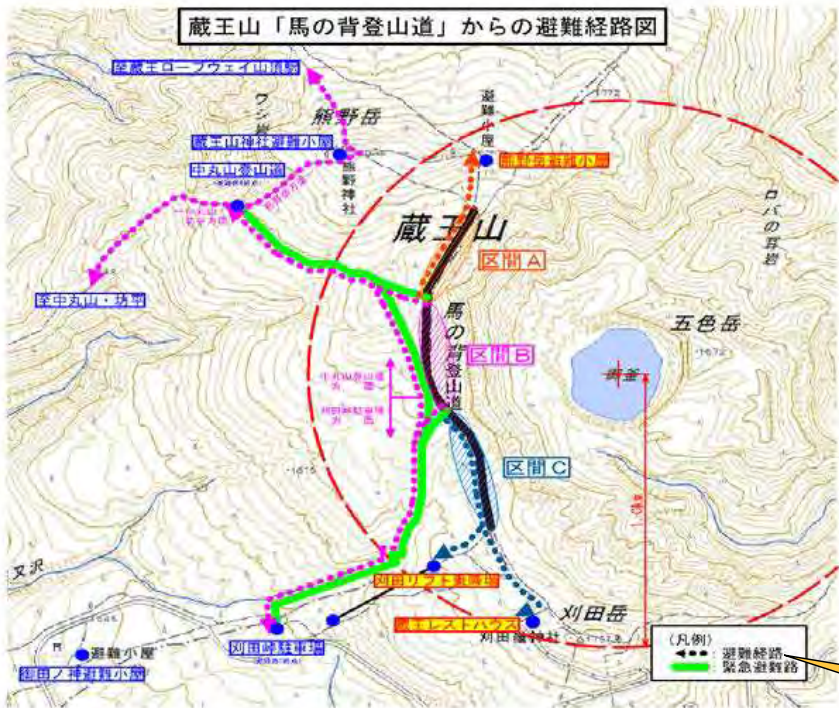
「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

- 3. 避難のための事前対策
- (4) 避難経路の設定

蔵王山「馬の背登山道」からの避難計画(蔵王山火山防災協議会)

登山客・観光客の皆様へ

「馬の背登山道」を通行中に警報の発表、又は火山活動に異変がある場合は、誘導看板に従い下記避難経路図のとおり避難してください。



- (注意事項)
- 馬の背登山道上の位置別避難経路
 - 区間A：馬の背登山道を北上し「熊野岳避難小屋」に避難する。
 - 区間B：緊急避難路を使用し誘導看板に従い「中丸山登山道方面」又は「劉田峠駐車場方面」に向かい、御釜から1km以上離れる。
 - ①中丸山登山道方面…中丸山登山道を使用し「中丸山・坊平方面」又は「蔵王神社避難小屋」を経由して「蔵王ロープウェイ山頂駅方面」に避難する。
 - ②劉田峠駐車場方面…「劉田峠駐車場」に避難する。
 - 区間C：馬の背登山道を南下し「蔵王レストハウス」又は「劉田リフト乗降場」に避難する。馬の背登山道では、できるだけ立ち止まらずに、速やかに通行して下さい。
 - 通常は緊急避難路に立ち入らないで下さい。

蔵王山火山防災協議会
 宮城県危機対策課 022-211-2375
 山形県危機管理課 023-630-2231

参考事例のポイント

火口から、より速やかに離れられる方向等、避難経路の考え方を示すことが重要である。

登山

避難経路の表示についての参考事例

富士山噴火時避難ルートマップ(静岡県・山梨県)



避難経路を詳細に記すのではなく、火口から離れる方向等、避難すべき方向を示している。

⇒ 避難路・避難経路

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

3. 避難のための事前対策
(5) 避難手段の確保

検討における着目点

登山

居住

住民、登山者等の避難における輸送手段等の明確化(離島の場合)

着目点についての記載箇所の解説

島外への避難手段のほか、船舶や港への連絡先ならびに対応機関を明記している。

避難手段として確保すべき輸送手段を整理し、現状対応可能な機関や車両等の保有台数を明記している。

(3) 移送手段の確保

- ア 島内
 - 村は、島内移送の手段として村営バスを確保する。
- イ 島外
 - 都(港湾局・総務局)は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体などから船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。
 - 都(財務局)は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

- ア 避難港
 - 避難港は、三池港、阿古漁港(錆ヶ浜港)、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。
 - 村長は、気象、火山活動、道路・港・海岸の状況等から避難港を選定し、支庁長に報告する。
- イ 受入港
 - 受入港は東京港を基本とし、都(港湾局)が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都(総務局)が近隣県と調整する。

(5) 避難先

都(総務局・福祉保健局)は、受入港からの距離や避難者数などを踏まえ、東京港周辺区(千代田区、中央区、港区、江東区、品川区など)や都各局などと調整し、避難先を決定する。

1 バス(村営バス)

番号	種類	車型	定員(人)
1	路線	大型	56
2	路線	中型	36
3	路線	中型	45
4	路線	中型	41
5	貸切	中型	42
6	貸切	中型	46
7	路線	小型	34
8	路線	小型	29
9	貸切	小型	29
10	スクール	中型	47
11	スクール	大型	62
12	スクール	大型	56
合計			523

平成28年6月現在

2 船舶

(1) 東海汽船

ア 請元

船種	船名	総トン数(トン)	航行区域	全長(m)	喫水(m)	乗船可能人数(人)	バリアフリー
貨客船	楯丸	5,081	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 593	○
貨客船	さるび丸	4,992	限定沿海 限定近海	120.54	5.4	1,546 514	
旅客船(ジェット船)	セブンアイランド愛	279.56	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船(ジェット船)	セブンアイランド虹	281.14	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船(ジェット船)	セブンアイランド大漁	165	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船(ジェット船)	セブンアイランド友	164	限定沿海	27.43	1.53	255	

平成29年1月現在

イ 運航基準
(ア) 貨客船

船種	風速	大島航路		三宅島航路		八丈島航路		湾内周遊航路	
		風速	波高	風速	波高	風速	波高	風速	波高
楯丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	23m/s	23m/s	23m/s	23m/s	23m/s
	波高	5m	5m	5m	5m	5m	5m	4m	4m
さるび丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	23m/s	21m/s	23m/s	23m/s	23m/s
	波高	5m	5m	5m	5m	5m	5m	4m	4m

平成29年1月現在

(イ) 旅客船(ジェット船)

就航船舶	航路	基準航行中止						
		減速・基準航路変更等		反転・避泊・入港地変更		当直体制の強化	目的地航行継続中止	翼走の中止
		風速	波高	風速	波高	視程	視程	視程
セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド大漁 セブンアイランド友	東京/ 大島/ 神津島	15m/s	2.5m以上	18m/s	3.0m以上	4,500m以下	800m以下	1,000m以下

平成29年1月現在

事例のポイント

避難対象地域内の避難者数から、住民、登山者等の避難における必要な輸送手段とその台数等を把握し、輸送に必要な事業者等との協力体制を構築しておくことが重要である。

⇒ 避難のための措置

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

検討における着目点

居住

4. 救助体制の構築
(1) 救助に関する情報共有体制

救助活動実施時における情報共有体制の明確化

(5) 避難ができなくなった人たちの安全対策

① 住民等の避難
噴火又は融雪型火山泥流等により避難経路が閉ざされた場合は、避難誘導責任者（区長等）が災害対策本部等に連絡する。
市は状況に応じ、警察、自衛隊、消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。

② 自衛隊災害派遣要請による避難
市長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請をするよう求める。

ア 要請基準
新潟焼山の噴火シナリオから想定される災害派遣要請の基準は、噴火活動が活発化したことを示す噴火警戒レベル4以上を基準とし、以下の状態が起きたときとする。

- 避難対象区域の住民等が、火砕流や熱風を伴う火山活動により通常的手段による避難が困難となったとき
- 避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難となったとき
- 避難対象区域の住民等が、融雪型火山泥流の発生により道路等が遮断され、通常的手段による避難が困難となったとき

イ 要請時
・避難対象区域近傍におけるヘリコプター等の離着陸場所として利用する施設は表 6-4 のとおりとする。
・装甲車等の自走については、事前に対策本部から道路管理者へ通報し、許可を得るものとする。

救助が必要となった場合の連絡体制を明記している。

着目点についての記載箇所の解説

救助車両や救助の実施者が安全に活動できるように、活動拠点や連絡先、位置図を整理している。

表 6-3 要請先

組織名	緊急連絡先	備考
陸上自衛隊	陸上自衛隊第2普通科連隊第3科 電話 025-523-5117 (内線 235) FAX 025-523-5117 FAX 切替 内線 519	新潟県防災局 危機対策課危機対策第1 電話 025-282-1638(直通) FAX 025-282-1640
新潟県警察	糸魚川警察署(窓口:警備課) 電話 025-552-0110 FAX 025-552-9161	-
新潟県消防防災航空隊	新潟県消防防災航空隊 TEL 025-270-0263(昼) FAX 025-270-0265 隊長 090-8943-9409(夜) 副隊長 090-8943-9410(夜)	-

救助が必要と判断した場合の、要請先の連絡先等を明記している。

表 6-4 ヘリコプター離着陸場

(集結地:早川流域内)

	集結地名	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
①	上早川小学校グラウンド	中川原新田 12	70×30	学校長	025-559-2300
②	上早川農村公園	中川原新田	70×30	生涯学習課長	025-552-1511
③	下早川運動広場	東海 235	100×100	生涯学習課長	025-552-1511
④	糸魚川東中学校グラウンド	梶屋敷 433	90×60	学校長	025-555-2616

(着陸場所:避難先)

	集結地名	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先
⑤	大和川小学校グラウンド	田伏 87	70×50	学校長	025-552-3115
⑥	糸魚川中学校グラウンド	上刈 4-1-1	90×190	学校長	025-552-0360
⑦	美山第2駐車場	大野 65-1	70×40	生涯学習課長	025-552-1511

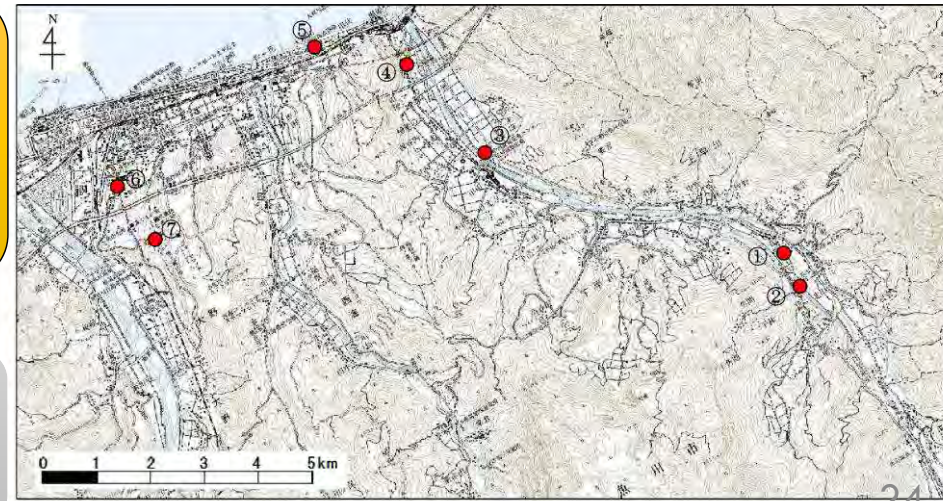


図 6-2 ヘリコプター離着陸場位置図

事例のポイント

救助を必要と判断した場合の、活動範囲や時間に関する情報共有体制や、活動時の退避や撤退を周知するための連絡体制等を定めておくことが重要である。

⇒救助

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

4. 救助体制の構築

(2)救助に関する資機材等 (3)医療体制

検討における着目点

登山

居住

[A]救助に必要な資機材のリストアップ

[B]噴火災害における負傷者への医療体制の明確化

着目点についての記載箇所の解説

[B]医療体制として、医療機関をリストアップし、所在地や連絡先、搬送体制について明記している。

[A]救助活動に必要な資機材をリストアップし、緊急時の調達先(保管先)を明記している。

(3) 救援物資と救援体制等

① ボランティア等の受け入れ

ボランティアとして救援活動に参加してきた人たちの居住や食事等の斡旋、活動場所の割り振り等は、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターが行う。受け入れ対応等にあたり、社会福祉協議会は市村災害対策本部と連携して実施する。

② 救援物資の受け入れ、整理配分

避難所の担当職員は、避難所運営委員会や災害ボランティア等との共同作業により、必要な救援物資の見極めと充足した物資の流入停止等を市村災害対策本部に要請する。

③ 医療体制

市村及び防災関係機関は、病気やけが等のケアのため、医療機関への搬送など迅速な対応を行う。なお、市村の医療機関に搬送が困難な場合は、市村外の医療機関へ搬送する。

資機材	数量	保管場所
放送施設	2ヶ所	阿蘇山上事務所、火口
サイレン	2ヶ所	阿蘇山上事務所、火口
担架	5架	阿蘇山上事務所、火口
ハンドマイク	4個	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
手動サイレン	1個	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
防災ヘルメット	30個	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
救急用医薬品	1式	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所、仙酔峡ロープウェイ駅舎、市富売店、救護所
救急ロープ	200m	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
救急車	10台	阿蘇広域行政事務組合消防本部(中部消防署2台・北部2台・南部2台・野尻草部1台・産山波野1台)、阿蘇中央病院
ガスマスク	20個	火口監視員詰所
ガス検知器	2器	火口監視員詰所
濃縮酸素ボンベ	10個	阿蘇山上事務所、火口監視員詰所
双眼鏡	2個	火口監視員詰所
吹流し	10個	火口監視員詰所
蘇生バツク	1個	救護所

阿蘇火山防災計画(平成27年7月:阿蘇火山防災会議協議会)

番号	医療機関名	所在地(連絡先)	ベッド数	備考
1	公立松任石川中央病院	倉光三丁目8 (076-275-2222)	352床	災害拠点病院指定
2	公立つぎ病院	鶴来水戸町1 (076-272-1250)	152床	救急告示病院指定
3	新村病院	月橋町722-12 (076-273-0100)	47床	救急告示病院指定
4	白峰診療所	白峰ハ157番1地 (076-259-8002)	(-)	
5	吉野谷診療所	佐良ニ124番地 (076-255-5019)	(-)	

番号	医療機関名	所在地(連絡先)	ベッド数	備考
1	白川診療所	鳩谷28 (05769-6-1019)	(-)	

※平瀬診療所については、避難促進施設のため、搬送はしない。

④ 要配慮者対策

避難住民に含まれる、高齢者や出産予定者、障害がある人等の要配慮者は、一般の避難住民と同一の避難所での生活が困難な場合には、福祉施設等や医療施設等への収容(一時入所)を検討する。

白山の火山活動が活発化した場合の避難計画(平成29年3月:石川県白山市、岐阜県白川村)

事例のポイント

救助に必要な資機材のリストアップやその配備体制を事前に確認しておくことが重要である。

医療体制として医療機関のリストアップや負傷者等の搬送体制等を定めておくことが重要である。

⇒救助

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

5. 避難促進施設

- (1) 避難促進施設の指定
- (2) 避難確保計画作成の支援

検討における着目点

登山

- 【A】円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の指定
- 【B】避難確保計画作成支援方針

着目点についての記載箇所の解説

【A】火口周辺には登山者が集まる拠点や宿泊施設があり、施設の事業者や利用者によって防災対応を実施する必要性を整理の上、明記している。

(3) 避難促進施設の指定等

- ・ 突発的な噴火が発生した場合や、噴石の飛散等により、緊急下山することがかえって危険な場合、火口近傍や警戒地域内に位置する施設は、自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。そのため、下記の施設については、活火山法第6条第1項第5号に基づき、避難促進施設として、市村地域防災計画に位置づけるものとする。
- ・ 協議会の助言を踏まえ、市村は避難促進施設における避難確保計画作成を支援するとともに普段から連携して、登山者等への啓発活動を行う。

【B】避難促進施設に指定された施設の避難確保計画作成について、市村による作成支援(協議会や施設事業者等との協議等)を実施していくこととしている。

表 9-1 避難促進施設

施設名	噴火警戒レベル	火口からの距離 (km)	所在地	連絡先及び営業期間等
白山室堂諸施設 (ビジターセンター、くろゆり荘、こざくら荘、御前荘、白山荘)	2	0.4	石川県白山市白峰	0761-21-9933 【7/1～9/30：現地公衆電話】 080-1962-2592 (緊急時のみ) 【5/1～10/15：現地携帯電話】
白山雷鳥荘	2	0.4	石川県白山市白峰	076-273-1001 【通年：予約センター】 (白山室堂諸施設：5/1～10/15) (白山雷鳥荘：7/1～10月上旬)
南竜ヶ馬場諸施設 (ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場休憩所(避難小屋)、南竜ヶ馬場ケビン)	2	1.7	石川県白山市白峰	0776-54-4526 (7/1～10/15)
別当出合休憩舎	3	3.8	石川県白山市白峰	076-259-2504 ※市ノ瀬ビジターセンター (5月上旬～10月下旬)
白水湖畔ロッジ	3	4	岐阜県白川村	090-2770-2893 (衛星電話) (6月上旬～10月下旬)
白山ブナの森キャンプ場	3	4	岐阜県白川村	05769-6-1187 (7/1～9/30)
市ノ瀬ビジターセンター	3 (拡大)	7	石川県白山市白峰ノ35-1(市ノ瀬)	076-259-2504 (5/1～11/5)
永井旅館	3 (拡大)	7	石川県白山市白峰ノ38	076-259-2339 (4月下旬～11月初旬)

事例のポイント

避難促進施設の役割、法的な位置付けを明確にするとともに、施設が影響範囲に含まれる噴火警戒レベルや所在地、連絡先を施設ごとに明記し、一覧にまとめるなど、緊急時に混乱が生じないように整理することが重要である。

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

検討における着目点

居住

6. 合同会議等

合同会議開催の考え方と開催場所の明確化

着目点についての記載箇所の解説

噴火警戒レベル4以上の噴火警報が発表された場合の合同会議開催の考え方と、合同会議の役割について位置付けている。

合同会議開催場所について、富士山の目視・通信システム設備・会議室の広さを考慮して選定している。

5. 合同会議の開催

国は、噴火警戒レベル4が発表され、政府の現地警戒本部が設置された場合においては、現地警戒本部長を議長とする火山災害警戒合同会議を、議長が必要と判断した場合に開催する。また、噴火警戒レベル5が発表され、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議を、議長が必要と判断した場合に開催する。現地警戒（対策）本部及び火山災害警戒（対策）合同会議の開催の考え方・役割を表29に示す。

なお、合同会議は、原則として政府の現地警戒（対策）本部が設置された施設で開催する。政府の現地警戒（対策）本部の設置候補施設は、富士山が目視でき、通信システムを完備し、合同会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とする。実際の設置に当たっては、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設（表30）から選定する。

合同会議開催の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現地警戒本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催 ・開催場所は現地警戒本部の設置場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催 ・開催場所は現地対策本部の設置場所
合同会議の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成に努める - 噴火兆候情報等の収集及び分析 - 噴火活動の見通し - 避難行動必要時期・範囲 - 避難手段の確保 - 情報発信に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の火山防災応急対策について調整し、合意形成を行う - 火山活動情報の収集及び分析 - 噴火活動の見通し - 避難行動必要範囲の設定、拡大、縮小、解除 - 避難手段の確保 - 避難、応援、除灰等広域的対策 - 救助・救急・医療、救援物資輸送 - 情報発信に関する事項
市町村からの参加者の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市の代表者または決定の権限を与えられた職員(例えば副市町村長など) 	同左

表30 現地警戒（対策）本部の設置候補施設

	施設名	所在地	備考
山梨県	山梨県庁防災新館	甲府市丸の内 1-6-1	
	富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田 1-2-5	
静岡県	静岡県庁別館	静岡市葵区追手町 9-6	県災害対策本部設営
	静岡県富士総合庁舎	富士市本市場 441-1	
	静岡県東部総合庁舎	沼津市高島本町 1-3	県災害対策本部方面本部設営
	小山町生涯学習センター	小山町阿多野 130	
	御殿場市役所	御殿場市萩原 483	
	裾野市民文化センター	裾野市石脇 586	
	富士市役所	富士市永田町 1-100	
	富士宮市役所	富士宮市弓沢町 150	

事例のポイント

噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報の交換や、関係機関が実施する応急対策について相互に協力するため、必要に応じて開催される合同会議等の開催場所(候補地)をあらかじめ決めておくことが重要である。

「手引きにおける避難計画に記載すべき事項」

1. 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応
 (1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合
 ① 協議会の構成機関の体制

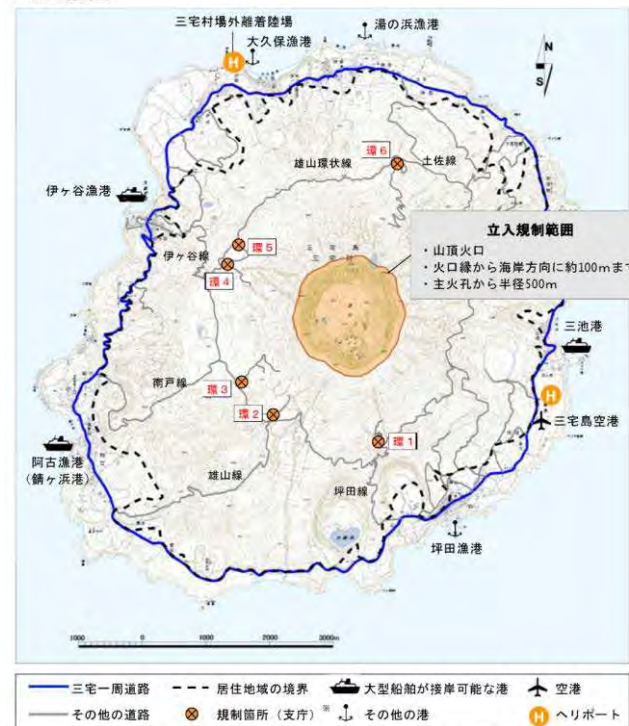
検討における着目点

登山

噴火警戒レベルに応じた関係機関の体制の明確化

着目点についての記載箇所の解説

(1) 立入規制
 ■ 立入規制図



※ 三宅村火山ガスに対する安全確認に関する条例による封鎖箇所(平成29年3月31日現在)

3 各機関の対応

		実施項目	村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
現象発生時	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	●	●	▲	▲	●		マ-12
		<input type="checkbox"/> 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	●						
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	●	▲					
		<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	●	▲	▲	▲	●		
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	●						
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	●						

●: 主体となる機関
 ▲: ①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関
 ②主体となる機関に協力を行う機関

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒レベル	レベル1	レベル2
噴火警戒レベル	活火山であることに留意	①雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火の可能性 ②雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火が発生
想定される火山現象	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内に影響する程度の噴火の可能性	・定期的に発生している山頂カルデラ直下の地震活動の高まり ・山頂カルデラ直下の定常的な地震活動とは異なる場所で火山性地震が数日以上継続 ・火山性地震の多発あるいは連続活動が数日以上継続 ・カルデラ窓や側壁の熱異常域の拡大や噴気活動の増大
避難対応	【火口内岩および近傍立入規制】 ・山頂火口 ・火口縁から海岸方向に約100mまでの範囲 ・主火口から半径300mの範囲	【立入規制】 ・雄山環状線から山頂側の範囲

噴火警戒レベルに応じて必要な対応は異なるが、それぞれの関係機関で足並みをそろえた対応を図れるよう、各関係機関がとるべき体制を明記している。

事例のポイント

平常時の体制から防災体制に移行し、情報収集・伝達体制を強化するとともに、火口周辺規制等の必要な防災対応をとることが重要である。